

参入規制の概要

	証券取引法 (証券会社)	金融先物取引法	銀行法	保険業法	商品ファンド法 (商品投資販売業者)	不動産特定共同事業法	信託業法 (信託受益権販売業者)	抵当証券法
参入規制	<p>【登録】28条の4</p> <ul style="list-style-type: none"> ○株式会社要件 ○自己資本額(5000万円以上) ○自己資本規制比率(120%以上) ○類似商号使用規制 ○登録取消処分から5年以上経過していること ○この法律等の違反による罰金刑の処分から5年以上経過していること ○兼業規制 ○取締役等の適格性 ○主要株主規制(個人及び法人) ○人的構成要件 	<p>【登録】59条</p> <ul style="list-style-type: none"> ○株式会社要件 ○自己資本額 ○自己資本規制比率(120%以上) ○類似商号使用規制 ○登録取消処分から5年以上経過していること ○この法律等の違反による罰金刑の処分から5年以上経過していること ○兼業規制 ○役員等の適格性 ○主要株主規制 ○人的構成要件 	<p>【免許】4条, 5条, 6条, 7条, 7条の2</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自己資本額(10億円) ○自己資本比率規制(8%, 4%) ○収支見込み ○人的構成要件 ○銀行を含む商号 ○取締役等の兼職規制 ○取締役等の適格性 	<p>【免許】3条, 4条, 5条, 6条, 7条, 8条, 8条の2</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自己資本額(10億円) ○ソルベンシー・マージン(200%) ○収支見込み ○人的構成要件 ○保険契約の内容 ○保険料及び責任準備金の額 ○商号又は名称 ○取締役等の兼職制限等 ○取締役等の適格性 	<p>【許可】6条</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法人要件 ○自己資本額(業務内容に応じ、10億円、5億円、2000万円) ○許可取消処分から3年以上経過していること ○この法律等の違反による罰金刑の処分から3年以上経過していること ○業務の種類及び方法 ○財産的及び人的構成要件 	<p>【許可】3条, 6条, 7条, 17条,</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法人要件 ○自己資本額(業務内容に応じ、1億円、2000万円) ○自己資本比率(90%以上) ○許可取消処分から5年以上経過していること ○関係法律等の違反による罰金刑の処分から5年以上経過していること ○事務所要件 ○約款内容 ○人的構成要件 	<p>【登録】89条</p> <ul style="list-style-type: none"> ○申請者の適格性 ○登録取消処分から5年以上経過していること ○禁固刑以上の刑の処分から5年以上経過していること ○この法律等の違反による罰金刑の処分から5年以上経過していること ○業務遂行体制 ○取締役等の適格性 	<p>【登録】6条</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法人要件 ○自己資本額(1億円) ○類似商号使用規制 ○登録取消処分から3年以上経過していること ○この法律等の違反による罰金刑の処分から5年以上経過していること ○役員等の適格性 ○財産的及び人的構成要件

	運用信託会社	商品投資顧問業者	投資顧問業法		投資信託委託業者
			助言	一任	
参入規制	<p>【免許】3条</p> <ul style="list-style-type: none"> ○株式会社要件 ○自己資本額(1億円) ○類似商号使用規制 ○登録取消処分から5年以上経過していること ○この法律等の違反による罰金刑の処分から5年以上経過していること ○兼業規制 ○取締役等の適格性 ○主要株主規制(個人及び法人) 	<p>【許可】30条</p> <ul style="list-style-type: none"> ○株式会社要件 ○自己資本額(業務内容に応じて1億円、1000万円) ○登録取消処分から3年以上経過していること ○この法律等の違反による罰金刑の処分から3年以上経過していること ○取締役等の適格性 	<p>【登録】4条</p> <ul style="list-style-type: none"> ○申請者の適格性 ○登録取消がなされている場合には5年を経過していること ○禁固刑以上の刑の処分から5年以上経過していること ○この法律等の違反による罰金刑の処分から5年以上経過していること ○過去5年間に於ける投資顧問業等に係る業務に関して著しく不適当な行為 ○取締役等の適格性 	<p>【認可】24条</p> <ul style="list-style-type: none"> ○株式会社要件 ○自己資本額(5000万円以上) ○人的構成 ○認可取消がなされている場合には5年を経過していること ○主要株主規制 	<p>【認可】6条</p> <ul style="list-style-type: none"> ○株式会社要件 ○自己資本額(5000万円以上) ○この法律等の違反による罰金刑の処分から5年以上経過していること ○認可取消処分から5年以上経過していること ○過去5年間に於ける投資信託委託業等に係る業務に関して著しく不適当な行為をしていないこと ○取締役等の適格性 ○主要株主規制(個人及び法人) ○宅地建物取引業の免許等(不動産運用を)